

保険会社の契約者配当及び協同組合等の事業分量配当等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
	・	・		

別表九(一)

平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

I 保険会社の契約者配当の損金算入に関する明細書

		円				円		
損金算入額等	相互会社の場合	契約者配当の額	1	剰余金等 の7%相当額 による 益金算入 額の計算	当該事業年度又は連結事業年度の剰余金の額又は利益の額と契約者配当の額との合計額	8		
		受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「14」若しくは「29」又は別表八の二「29」)	2		同上のうち団体定期保険、再保険及び心身障害者扶養者生命保険に係る金額	9		
		損金算入額 (1) - (2)	3		同上の $\frac{50}{100}$ 相当額	10		
	株式会社の場合	契約者配当の額	4		剰余金等の7%相当額 $((8) - (10)) \times \frac{7}{100}$	11		
		受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「14」若しくは「29」又は別表八の二「29」)	5		所得金額総計又は個別所得金額仮計 (別表四「35の①」又は別表四の二付表「44の①」)	12		
		損金算入限度額 (4) - (5)	6		益金算入額 (1) - (12)	13		
		損金算入限度超過額 (4) - (6)	7					

II 協同組合等の事業分量配当等の損金算入に関する明細書

事業分量配当の明細		従事分量配当の明細	
分配の基準	分配金額	分配の基準	分配金額
	円		円
	14		17
	15		18
計 (14) + (15)	16	計 (17) + (18)	19

## 別表九（一）の記載の仕方

### 1 保険会社の契約者配当の損金算入に関する明細書

(1) この明細書は、保険業法に規定する保険会社が当期において保険契約に基づき保険契約者に対して分配する金額について、法第60条第1項（保険会社の契約者配当の損金算入）の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第60条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

(2) 「剰余金基準による益金算入額の計算」は、昭和42年改正法令附則第5条（契約者配当に関する経過規定）の規定の適用を受ける場合に記載します。

### 2 協同組合等の事業分量配当等の損金算入に関する明細書

この明細書は、協同組合等が、その組合員等の取り扱った物の数量、価額その他その協同組合等の事業を利用した分量又はその組合員等のその協同組合等の事業に従事した程度に応じて分配する金額について、法第60条の2第1項（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（法第60条の2の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。